

○民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成要綱

令和4年3月30日

環境清掃部長決定

改正 令和5年3月23日

(題名改称)

改正 令和6年3月23日

(目的)

第1条 この要綱は、一般利用可能な喫煙所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置及び維持管理に要する費用を豊島区（以下「区」という。）が助成することにより、路上喫煙、ポイ捨て及び受動喫煙を防止し、さわやかで魅力ある街づくりを推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体の者は除くものとする。

- (1) 区内の土地又は建物を所有する者
- (2) 区内の土地又は建物を使用する者
- (3) その他区長が必要と認める者

(助成対象となる喫煙所)

第3条 助成対象となる公衆喫煙所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第1左欄に規定する公衆喫煙所の区分に応じ、同表右欄に規定する要件を満たしていること。
- (2) 一般に開放し、無料で利用できること（おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。）。
- (3) 区が公衆喫煙所として周知することに同意すること。
- (4) 供用開始日から最低5年間は継続して運営すること。
- (5) 1日1回以上の清掃等を行い、適切に管理し、安全に配慮すること。
- (6) 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

(7) 望まない受動喫煙が生じないよう配慮した場所に設置し、周辺環境に配慮した運営を行うこと。

(8) 公衆喫煙所の設置に関して、近隣住民等に対し、十分な説明及び周知を実施し、理解を得られていること。

(9) 出入口に20歳未満の者が利用できない旨の案内表示をすること。

2 公衆喫煙所の維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）の助成対象となる公衆喫煙所は、公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）の助成を受けた公衆喫煙所とする。

（助成対象経費及び助成金の額）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、設置経費及び維持管理経費で、別表第2に規定する額を毎年度の予算の範囲内で助成する。

2 別表第2の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 この要綱の定めによる助成金以外に他の助成金等が支払われているときは、その金額を差し引いた額を助成対象経費の額とする。

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とともに、別表第3に規定する書類を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、設置経費及び維持管理経費の助成を同時申請する場合には、重複書類については、これを兼ねることができる。

(1) 設置経費の助成 民間事業者等による公衆喫煙所設置助成交付申請書（別記第1号様式）

(2) 維持管理経費の助成 公衆喫煙所維持管理経費助成交付申請書（別記第2号様式）

2 前項の規定による申請を行うことができる期日は、次の各号のとおりとする。

(1) 設置経費の助成 設置工事の着手の前日までの日

(2) 維持管理経費の助成

ア 助成を申請する初年度にあつては、助成を受けようとする維持管理期間の前日までの日

イ 助成を申請する翌年度以降にあつては、当該年度の4月末日までの日

ウ 次項第2号に該当する場合は、助成を受けようとする年度の4月末日までの日

3 維持管理経費の助成を受けることができる期間は、次の各号のいずれかとする。

(1) 公衆喫煙所の供用開始日から起算した5年間

(2) 第1項第2号に規定する申請を行う日の属する年度より前に公衆喫煙所の供用を開始している場合は、供用開始日の属する年度の翌年度4月1日から起算した5年間

(助成の決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請がなされたときは、その内容を審査するほか、現地調査等を行い、助成金の交付が適当であると認めるときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による交付の決定に必要な条件を付すことができる。

3 区長は、助成金の交付が不相当と認めるときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

(変更の申請)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成交付者」という。）は、第5条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金変更申請書（別記第6号様式）を区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による変更の申請がなされたときは、内容の審査を行い、適当であると認めるときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金変更承認通知書（別記第7号様式）により、不相当と認めるときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金変更不承認通知書（別記第8号様式）により、助成交付者に通知する。

(中止の届出)

第8条 助成交付者は、公衆喫煙所の設置を中止しようとするときは、公衆喫煙所設置中止届出書（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。

(設置工事に係る完了報告)

第9条 設置経費の助成交付者は、公衆喫煙所の設置工事が完了したときは、公衆喫煙所設置工事完了報告書（別記第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（この日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。）までに区長に報告しなければならない。

(1) 公衆喫煙所を設置した場所、面積、仕様及び備品等の詳細が確認できる写真

(2) 設置経費の支払いを証する書類（領収書等）及び内訳のわかるもの

(3) 第4条第3項に規定する他の助成金等は支払われた場合は、その金額及び内訳がわかるもの

(4) その他区長が必要と認める書類

(維持管理経費に係る実績報告)

第10条 維持管理経費の助成交付者は、公衆喫煙所維持管理報告書（別記第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、助成金の交付の決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告しなければならない。

- (1) 維持管理経費の支払いを証する書類（領収書等）及び内訳がわかるもの
- (2) 第4条第3項に規定する他の助成金等は支払われた場合は、その金額及び内訳がわかるもの
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成額の決定)

第11条 区長は、第9条又は前条に規定する書類の提出がなされたときは、内容の審査を行い、適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金額確定通知書（別記第12号様式）により、助成交付者に通知する。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、助成交付者に対して、これに適合させるための措置を採るべきことを求めることができる。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成交付者は、前条に規定する通知を受けたときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金請求書（別記第13号様式）により、区長に助成金の交付を請求することができる

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(公衆喫煙所の廃止)

第13条 助成交付者は、公衆喫煙所の供用開始日から5年以内に公衆喫煙所を廃止する場合は、公衆喫煙所廃止届出書（別記第14号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成決定の取消し)

第14条 区長は、助成交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 第2条各号のいずれかに掲げる助成対象者でなくなったとき、又は公衆喫煙所が第3条第1項各号のいずれかに掲げる要件を欠くことになったとき。

(4) 公衆喫煙所の設置を中止し、又は廃止したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金取消通知書（別記第15号様式）により、助成交付者に通知する。

#### （助成金の返還）

第15条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、その取消しに係る部分の助成金が既に交付されているときは、民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成金返還請求書（別記第16号様式）により、助成交付者に期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 前項の場合において、前条第1項第4号に規定する事由に該当するとき（設置経費に係る助成金を交付した後に公衆喫煙所を廃止したときに限る。）の助成金の返還額は、公衆喫煙所の供用開始日から取消事由の発生日までの期間に応じて、別表第4により算出した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を免除することができる。

#### （調査）

第16条 区長は、助成交付者に対し、公衆喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

#### （補足）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、豊島区補助金交付規則（昭和61年豊島区規則第59号）及び別途区長が定めるところによる。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の民間事業者等による公衆喫煙所設置助成要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の民間事業者等による公衆喫煙所設置助成要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による旧要綱の規定によりした処分、手続その他の行為であつて、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第3条関係）

公衆喫煙所の区分	要件
屋内公衆喫煙所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。</li> <li>(2) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排出されていること。</li> <li>(3) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2メートル毎秒以上であること。</li> <li>(4) 出入口には扉を設け、常時開放しないこと。</li> <li>(5) たばこの煙が人の往来の多い区域及び他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。</li> <li>(6) 床面積が4平方メートル以上であること。</li> <li>(7) バリアフリーに配慮された設計であること。</li> <li>(8) 法令等の基準を満たすものであること。</li> </ul>
屋外公衆喫煙所 (コンテナ型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖型の構造物であること。</li> <li>(2) 出入口には扉を設け、常時開放しないこと。</li> <li>(3) たばこの煙が人の往来の多い区域及び他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。</li> <li>(4) 床面積が4平方メートル以上であること。</li> <li>(5) バリアフリーに配慮された設計であること。</li> </ul>

	(6) 法令等の基準を満たすものであること。
屋外公衆喫煙所 (パーティション型)	<p>(1) 四方に高さ 2～3 メートル程度の壁があり、天井が開放されていること。</p> <p>(2) 出入口には、方向転換のためのクランクがあること。</p> <p>(3) 四方の壁の下部に、給気用の隙間（高さ 10～20 センチメートル程度）があること。</p> <p>(4) 建物の出入口及び窓並びに人の往来が多い区域から可能な限り離して設置する等周囲の環境に配慮していること。</p> <p>(5) 床面積が 4 平方メートル以上であること。</p> <p>(6) バリアフリーに配慮された設計であること。</p> <p>(7) 法令等の基準を満たすものであること。</p>

別表第 2（第 4 条関係）

助成対象経費		助成率	助成限度額	回数又は期間
設置経費	工事費、設備費、備品購入費等（消費税相当額を含む。）	10/10	800 万円	1 回
維持管理経費	光熱費、清掃費、ごみ処理費、空気清浄機等の備品の保守費等（消費税相当額を含む。）	10/10	各年度 60 万円	5 年間

別表第 3（第 5 条関係）

助成の区分	添付書類
設置経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置・運営計画書（別記第 3 号様式）</li> <li>・公衆喫煙所を設置する土地又は建物の所有者にあっては、登記事項証明書</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆喫煙所を設置する土地又は建物の使用者にあつては、賃貸借契約書の写し等</li> <li>・ 公衆喫煙所を設置する土地又は建物の使用者にあつては、その土地又は建物の所有者から公衆喫煙所の設置に係る同意を受けていることのわかる書類</li> <li>・ 公衆喫煙所の設置場所の周辺の地図</li> <li>・ 公衆喫煙所を設置する前の状況がわかる写真</li> <li>・ 公衆喫煙所の図面（配置図、平面図及び立体図）</li> <li>・ 屋内公衆喫煙所又は屋外公衆喫煙所（コンテナ型）にあつては、換気扇等の設備及び排気先の位置等がわかるもの</li> <li>・ 屋内公衆喫煙所又は屋外公衆喫煙所（コンテナ型）にあつては、空気清浄機等の備品の製品がわかるもの</li> <li>・ 公衆喫煙所の設置に係る経費の見積書の写し(内訳がわかるもの)</li> <li>・ 国及び企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容等がわかる書類</li> <li>・ 国及び企業等から助成金等が支払われていない場合は、その旨が記載された誓約書</li> <li>・ 公衆喫煙所の設置に関して、近隣住民等に対し、十分な説明及び周知を実施したことがわかるもの。</li> <li>・ その他区長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>維持管理経費の助成 (初年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置・運営計画書（別記第3号様式）</li> <li>・ 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠がわかるもの</li> <li>・ 公衆喫煙所を設置する土地又は建物の所有者にあつては、登記事項証明書</li> <li>・ 公衆喫煙所を設置する土地又は建物の使用者にあつては、賃貸借契約書の写し等</li> <li>・ 公衆喫煙所の設置場所の周辺の地図</li> <li>・ 公衆喫煙所の図面（配置図、平面図及び立体図）</li> <li>・ 屋内公衆喫煙所又は屋外公衆喫煙所（コンテナ型）にあつては、換気扇等の設備及び排気先の位置等がわかるもの</li> <li>・ 屋内公衆喫煙所又は屋外公衆喫煙所（コンテナ型）にあつては、空気清浄機等の備品の製品がわかるもの</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆喫煙所の設置に係る経費の見積書の写し(内訳がわかるもの)</li> <li>・ 国及び企業等から助成金等が支払われている場合は、その内容等がわかる書類</li> <li>・ 国及び企業等から助成金等が支払われていない場合は、その旨が記載された誓約書</li> <li>・ その他区長が必要と認める書類</li> </ul>
維持管理経費の助成 (2年目以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初年度に提出したものから、内容を変更した書類等</li> <li>・ その他区長が必要と認める書類</li> </ul>

別表第4 (第14条関係)

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の1/5に相当する金額
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の2/5に相当する金額
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の3/5に相当する金額
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の4/5に相当する金額
1年未満	設置経費に係る助成額の全額

\*1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。